

議案第59号

世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教 育 長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立学校施設使用条例施行規則を一部改正するために本案を提出する。

世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校施設使用条例施行規則（昭和52年4月世田谷区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「第5項」を「第4項」に、「申込書兼減免申請書により委員会」を「世田谷区立学校施設使用申込書兼学校施設使用料減免申請書（第1号様式。以下「申込書兼減免申請書」という。）により世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第1項から前項まで」を「前3項」に、「地域体育館、格技室」を「格技室」に、「この限りでない」を「委員会が別に定める」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「学校施設」を「世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）」に改め、同項を同条第5項とする。

第3条第1項中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第3項まで」に改め、「当該」の次に「申請があった学校施設の」を加え、「以下」を「第4条第1号において」に改め、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第3項まで」に改め、同条第3項中「当該」の次に「学校施設の」を加え、同条第4項中「地域体育館を」を「地域体育館（世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号。第4条の2において「学校開放規則」という。）第2条第5号に規定する地域体育館をいう。）を」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用について適用し、同日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。

世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立学校施設使用条例施行規則 昭和52年4月1日世教委規則第2号 改正 昭和53年11月10日世教委規則第8号 昭和54年3月29日世教委規則第5号 昭和57年7月3日世教委規則第8号 昭和58年4月1日世教委規則第1号 昭和58年6月2日世教委規則第2号 昭和59年6月30日世教委規則第4号 昭和60年6月29日世教委規則第4号 昭和61年3月31日世教委規則第2号 昭和61年6月20日世教委規則第9号 平成4年3月25日世教委規則第9号 平成6年6月30日世教委規則第9号 平成7年3月31日世教委規則第11号 平成9年7月31日世教委規則第10号 平成11年10月29日世教委規則第13号 平成14年3月29日世教委規則第13号 平成16年3月31日世教委規則第6号 平成16年11月26日世教委規則第16号 平成18年3月29日世教委規則第15号 平成20年3月28日世教委規則第19号 平成21年9月25日世教委規則第15号 平成24年12月14日世教委規則第9号 平成30年3月16日世教委規則第4号 令和2年3月24日世教委規則第18号</p>	<p>○世田谷区立学校施設使用条例施行規則 昭和52年4月1日世教委規則第2号 改正 昭和53年11月10日世教委規則第8号 昭和54年3月29日世教委規則第5号 昭和57年7月3日世教委規則第8号 昭和58年4月1日世教委規則第1号 昭和58年6月2日世教委規則第2号 昭和59年6月30日世教委規則第4号 昭和60年6月29日世教委規則第4号 昭和61年3月31日世教委規則第2号 昭和61年6月20日世教委規則第9号 平成4年3月25日世教委規則第9号 平成6年6月30日世教委規則第9号 平成7年3月31日世教委規則第11号 平成9年7月31日世教委規則第10号 平成11年10月29日世教委規則第13号 平成14年3月29日世教委規則第13号 平成16年3月31日世教委規則第6号 平成16年11月26日世教委規則第16号 平成18年3月29日世教委規則第15号 平成20年3月28日世教委規則第19号 平成21年9月25日世教委規則第15号 平成24年12月14日世教委規則第9号 平成30年3月16日世教委規則第4号 令和2年3月24日世教委規則第18号</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>令和4年 月 日世教委規則第 号</u></p>	
<p>世田谷区立学校施設使用条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>世田谷区立学校施設使用条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年3月世田谷区条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年3月世田谷区条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(使用の申請等)</p>	<p>(使用の申請等)</p>
<p>第2条</p>	<p>第2条 <u>地域体育館（世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号。以下「学校開放規則」という。）第2条第5号に規定する地域体育館をいう。以下同じ。）を使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日から使用しようとする日までの間に、世田谷区立学校施設使用申込書兼学校施設使用料減免申請書（第1号様式。以下「申込書兼減免申請書」という。）により世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。</u></p>
<p>格技室（平日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び第10条に規定する学校休業日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までの使用に限る。第<u>4</u>項において同じ。）を使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から末日までの間に、<u>世田谷区立学校施設使用申込書兼学校施設使用料減免申請書（第1号様式。以下「申込書兼減免申請書」という。）により世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。</u></p>	<p><u>2 格技室（平日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び第10条に規定する学校休業日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までの使用に限る。第<u>5</u>項において同じ。）を使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から末日までの間に、申込書兼減免申請書により委員会に申請しなければならない。</u></p>
<p><u>2 プールを使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日までの間に、申込書兼減免申請書により委員会に申請しなければならない。</u></p>	<p><u>3 プールを使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日までの間に、申込書兼減免申請書により委員会に申請しなければならない。</u></p>
<p><u>3 小ホールを使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の前日までの間</u></p>	<p><u>4 小ホールを使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の前日までの間</u></p>

改正後	改正前
<p>に、申込書兼減免申請書により委員会に申請しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、条例第7条第3項第1号から第6号までに規定する団体、学校等が格技室、プール又は小ホールを使用する場合で、公益上の理由その他特別の理由があると委員会が認めたときの申請期間については、<u>委員会が別に定める</u>。</p>	<p>に、申込書兼減免申請書により委員会に申請しなければならない。</p> <p>5 第1項から前項までの規定にかかわらず、条例第7条第3項第1号から第6号までに規定する団体、学校等が<u>地域体育館</u>、格技室、プール又は小ホールを使用する場合で、公益上の理由その他特別の理由があると委員会が認めたときの申請期間については、<u>この限りでない</u>。</p>
<p>5 条例第3条第1項ただし書に規定する委員会が認める特別の事情により使用する場合とは、災害時における避難場所として<u>世田谷区立学校の施設</u>（以下「学校施設」という。）を使用するときをいう。</p> <p>（使用の承認等）</p>	<p>6 条例第3条第1項ただし書に規定する委員会が認める特別の事情により使用する場合とは、災害時における避難場所として<u>学校施設</u>を使用するときをいう。</p> <p>（使用の承認等）</p>
<p>第3条 委員会は、前条第1項から第3項までの規定により使用の申請があったときは、当該<u>申請があつた学校施設</u>の校長の意見を聴き、使用の承認又は不承認を決定し、使用の承認をした者には世田谷区立学校施設使用承認書（第2号様式。<u>第4条第1号において</u>「承認書」という。）を交付する。</p>	<p>第3条 委員会は、前条第1項から第4項までの規定により使用の申請があつたときは、当該校長の意見を聴き、使用の承認又は不承認を決定し、使用の承認をした者には世田谷区立学校施設使用承認書（第2号様式。<u>以下</u>「承認書」という。）を交付する。</p>
<p>2 前条第1項から第3項までの規定による申請に対する承認は、申請の順序による。この場合において、申請が同時になされたときは、委員会は、抽選により申請の順序を決定するものとする。</p>	<p>2 前条第1項から第4項までの規定による申請に対する承認は、申請の順序による。この場合において、申請が同時になされたときは、委員会は、抽選により申請の順序を決定するものとする。</p>
<p>3 委員会は、学校施設の使用の承認をしたときは、その旨を書面により当該<u>学校施設</u>の校長に通知するものとする。</p>	<p>3 委員会は、学校施設の使用の承認をしたときは、その旨を書面により当該校長に通知するものとする。</p>
<p>4 地域体育館（<u>世田谷区立学校施設の開放に関する規則</u>（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号。第4条の2において「学校開放規則」という。）第2条第5号に規定する地域体育館をいう。）を個人で使用しようとする者は、使用料を納付することとし、地域体育館利用券の交付を受けなければならない。</p>	<p>4 地域体育館を個人で使用しようとする者は、使用料を納付することとし、地域体育館利用券の交付を受けなければならない。</p>
<p>5 プールを個人で使用しようとする者は、使用料を納付することとし、プール利用券又は温水プール利用回数券（以下「回数券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、回数券</p>	<p>5 プールを個人で使用しようとする者は、使用料を納付することとし、プール利用券又は温水プール利用回数券（以下「回数券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、回数券</p>

改正後	改正前
<p>の交付を受けた者は、使用当日、回数券をプール利用券に引き換えること。</p>	<p>の交付を受けた者は、使用当日、回数券をプール利用券に引き換えること。</p>
<p>6 プールを団体で使用する場合において、使用することができるコースの数は、1団体につき3コース以内とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>6 プールを団体で使用する場合において、使用することができるコースの数は、1団体につき3コース以内とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>7 トレーニング室を使用しようとする者は、使用当日にトレーニング室備付けのトレーニング室使用簿に所定の事項を記入して申し込むものとし、この記入をもって使用の承認があつたものとする。</p>	<p>7 トレーニング室を使用しようとする者は、使用当日にトレーニング室備付けのトレーニング室使用簿に所定の事項を記入して申し込むものとし、この記入をもって使用の承認があつたものとする。</p>
<p>8 クライミングウォールを使用しようとする者は、クライミングウォール安全指導講習会受講証その他の当該施設を安全に使用することができる者であることを確認することができる書類等を提示し、及び使用料を納付することとし、クライミングウォール利用券の交付を受けなければならない。</p>	<p>8 クライミングウォールを使用しようとする者は、クライミングウォール安全指導講習会受講証その他の当該施設を安全に使用することができる者であることを確認することができる書類等を提示し、及び使用料を納付することとし、クライミングウォール利用券の交付を受けなければならない。</p>
<p>9 地域体育館利用券、プール利用券又はクライミングウォール利用券（以下「利用券」という。）の有効期限は、第4項、第5項又は前項の規定により交付し、又は引き換えた当日限りとする。</p>	<p>9 地域体育館利用券、プール利用券又はクライミングウォール利用券（以下「利用券」という。）の有効期限は、第4項、第5項又は前項の規定により交付し、又は引き換えた当日限りとする。</p>
<p>（使用上の管理条件）</p>	<p>（使用上の管理条件）</p>
<p>第4条 条例第3条第4項の管理上必要な条件とは、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 条例第3条第4項の管理上必要な条件とは、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 学校施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の使用に際し、承認書その他の使用者であることを確認することができる書類等を提示し、又は利用券を提出すること。ただし、他の方法で確認することができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(1) 学校施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の使用に際し、承認書その他の使用者であることを確認することができる書類等を提示し、又は利用券を提出すること。ただし、他の方法で確認することができる場合は、この限りでない。</p>
<p>(2) 使用承認された目的以外に使用しないこと。 (3) 使用承認された場所以外に立ち入らないこと。 (4) 使用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。</p>	<p>(2) 使用承認された目的以外に使用しないこと。 (3) 使用承認された場所以外に立ち入らないこと。 (4) 使用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 用具は許可されたもののみ使用すること。</p> <p>(6) 使用承認された場所に損傷を与えないこと。</p> <p>(7) 使用後は清掃を行い、使用の完了を報告すること。</p> <p>(使用日時)</p>	<p>(5) 用具は許可されたもののみ使用すること。</p> <p>(6) 使用承認された場所に損傷を与えないこと。</p> <p>(7) 使用後は清掃を行い、使用の完了を報告すること。</p> <p>(使用日時)</p>
<p>第4条の2 学校施設の使用日時は、学校開放規則別表に定める開放日時とする。ただし、委員会が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第4条の2 学校施設の使用日時は、学校開放規則別表に定める開放日時とする。ただし、委員会が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。</p>
<p>(時間外使用)</p>	<p>(時間外使用)</p>
<p>第5条 条例第6条第4項の規定により使用時間を変更する場合は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 条例第6条第4項の規定により使用時間を変更する場合は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めることにより使用するとき。</p>	<p>(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めることにより使用するとき。</p>
<p>(2) 前号のほか、特別な理由により委員会が必要と認めたとき。</p>	<p>(2) 前号のほか、特別な理由により委員会が必要と認めたとき。</p>
<p>(回数券の額等)</p>	<p>(回数券の額等)</p>
<p>第6条 回数券の種類及び発行価額は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第6条 回数券の種類及び発行価額は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>(使用料の減額及び免除)</p>	<p>(使用料の減額及び免除)</p>
<p>第7条 条例第7条第3項及び第5項の規定により、使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、使用を開始するまでに、申込書兼減免申請書を委員会に提出しなければならない。ただし、申請期間については、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>第7条 条例第7条第3項及び第5項の規定により、使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、使用を開始するまでに、申込書兼減免申請書を委員会に提出しなければならない。ただし、申請期間については、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項の場合において、委員会が必要と認めたときは、使用者の資格を認証する書類等を提出させ、又は提示させることができる。</p>	<p>2 前項の場合において、委員会が必要と認めたときは、使用者の資格を認証する書類等を提出させ、又は提示させることができる。</p>
<p>(附帯設備の使用料)</p>	<p>(附帯設備の使用料)</p>
<p>第8条 条例第7条第4項に規定する使用料は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>第8条 条例第7条第4項に規定する使用料は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>(使用料の還付)</p>	<p>(使用料の還付)</p>
<p>第9条 条例第8条の規定により使用料（キャンセル料（世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第</p>	<p>第9条 条例第8条の規定により使用料（キャンセル料（世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第</p>

改正後	改正前
19号) 第11条第1項に規定するキャンセル料をいう。) を除く。以下同じ。) を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。	19号) 第11条第1項に規定するキャンセル料をいう。) を除く。以下同じ。) を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。
(1) あらかじめ、使用の辞退を申し出たとき。 全額 (2) 使用者の責めに帰さない理由により、使用の承認を取り消したとき。 全額	(1) あらかじめ、使用の辞退を申し出たとき。 全額 (2) 使用者の責めに帰さない理由により、使用の承認を取り消したとき。 全額
(3) 使用しなかった場合で委員会が必要と認めたとき。 全額	(3) 使用しなかった場合で委員会が必要と認めたとき。 全額
2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、世田谷区立学校施設使用料還付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。	2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、世田谷区立学校施設使用料還付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。
(学校休業日)	(学校休業日)
第10条 条例別表第1備考第1号に規定する教育委員会規則で定める学校休業日は、次のとおりとする。	第10条 条例別表第1備考第1号に規定する教育委員会規則で定める学校休業日は、次のとおりとする。
(1) 土曜日 (2) 世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び都民の日	(1) 土曜日 (2) 世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び都民の日
付 則	付 則
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和53年11月10日世教委規則第8号）	付 則（昭和53年11月10日世教委規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和54年3月29日世教委規則第5号）	付 則（昭和54年3月29日世教委規則第5号）
1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。	1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、既に作成されている様式の用紙で、現に残存するものは、なお当分の間修正して使用することができる。	2 この規則の施行の際、既に作成されている様式の用紙で、現に残存するものは、なお当分の間修正して使用することができる。
付 則（昭和57年7月3日世教委規則第8号）	付 則（昭和57年7月3日世教委規則第8号）
1 この規則は、公布の日から施行する。	1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、既に作成されている様式の用紙で、現に残存するものは、なお当分の間修正して使用することができる。	2 この規則の施行の際、既に作成されている様式の用紙で、現に残存するものは、なお当分の間修正して使用することができる。

改正後	改正前
<p>付 則（昭和58年4月1日世教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和58年4月1日世教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和58年6月2日世教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和58年6月2日世教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和59年6月30日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和59年6月30日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和60年6月29日世教委規則第4号） この規則は、昭和60年7月1日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和60年6月29日世教委規則第4号） この規則は、昭和60年7月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和61年3月31日世教委規則第2号） 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の東京都世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則（昭和61年3月31日世教委規則第2号） 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の東京都世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則（昭和61年6月20日世教委規則第9号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、既に作成されている様式の用紙で、現に残存するものは、なお当分の間修正して使用することができる。</p>	<p>付 則（昭和61年6月20日世教委規則第9号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、既に作成されている様式の用紙で、現に残存するものは、なお当分の間修正して使用することができる。</p>
<p>附 則（平成4年3月25日世教委規則第9号） 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間修正して使用することができる。</p>	<p>附 則（平成4年3月25日世教委規則第9号） 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間修正して使用することができる。</p>
<p>附 則（平成6年6月30日世教委規則第9号） 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>附 則（平成6年6月30日世教委規則第9号） 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成7年3月31日世教委規則第11号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年7月31日世教委規則第10号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用手続等について適用し、同日前の使用に係る使用手續等については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 (世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の一部改正)</p> <p>4 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則（平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。 第3条第1号中「世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第3条第1項に規定する休業日」を「世田谷区立学校施設使用条例施行規則（昭和52年4月世田谷区教育委員会規則第2号）第10条に規定する学校休業日」に改める。</p> <p>附 則（平成11年10月29日世教委規則第13号） この規則は、平成11年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月29日世教委規則第13号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月31日世教委規則第6号） 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第</p>	<p>附 則（平成7年3月31日世教委規則第11号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年7月31日世教委規則第10号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用手続等について適用し、同日前の使用に係る使用手續等については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 (世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の一部改正)</p> <p>4 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則（平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。 第3条第1号中「世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第3条第1項に規定する休業日」を「世田谷区立学校施設使用条例施行規則（昭和52年4月世田谷区教育委員会規則第2号）第10条に規定する学校休業日」に改める。</p> <p>附 則（平成11年10月29日世教委規則第13号） この規則は、平成11年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月29日世教委規則第13号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月31日世教委規則第6号） 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第</p>

改正後	改正前
<p>6項を削り、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条に2項を加える改正規定、別表第1の改正規定（烏山中学校に係る部分に限る。）、附属様式の目次の改正規定（第5号様式に係る部分に限る。）及び第5号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。</p>	<p>6項を削り、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条に2項を加える改正規定、別表第1の改正規定（烏山中学校に係る部分に限る。）、附属様式の目次の改正規定（第5号様式に係る部分に限る。）及び第5号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。</p>
<p>2 この規則による改正前の別表第1及び第4号の2様式の(1)の規定に基づき発行された温水プール利用回数券は、平成16年4月1日以後においても、なお使用することができる。</p>	<p>2 この規則による改正前の別表第1及び第4号の2様式の(1)の規定に基づき発行された温水プール利用回数券は、平成16年4月1日以後においても、なお使用することができる。</p>
<p>附 則（平成16年11月26日世教委規則第16号）</p>	<p>附 則（平成16年11月26日世教委規則第16号）</p>
<p>この規則は、平成16年12月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成16年12月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成18年3月29日世教委規則第15号）</p>	<p>附 則（平成18年3月29日世教委規則第15号）</p>
<p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成20年3月28日世教委規則第19号）</p>	<p>附 則（平成20年3月28日世教委規則第19号）</p>
<p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成21年9月25日世教委規則第15号）</p>	<p>附 則（平成21年9月25日世教委規則第15号）</p>
<p>1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。</p>
<p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、平成21年11月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、平成21年11月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成24年12月14日世教委規則第9号）</p>	<p>附 則（平成24年12月14日世教委規則第9号）</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、平成25年7月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、平成25年7月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成30年3月16日世教委規則第4号）</p>	<p>附 則（平成30年3月16日世教委規則第4号）</p>
<p>この規則は、平成30年10月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成30年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和2年3月24日世教委規則第18号）</p>	<p>附 則（令和2年3月24日世教委規則第18号）</p>
<p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式から第5号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。</p> <p><u>附 則（令和4年 月 日世教委規則第 号）</u></p> <p>1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用について適用し、同日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式から第5号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。</p>

別表第1（第6条関係）

施設名	種類	発行価額
太子堂中学校	10円券 110枚つづり	1,000円
玉川中学校	10円券 330枚つづり	3,000円
烏山中学校		
梅丘中学校		

別表第2（第8条関係）

施設名	種別	単位	金額
校庭	夜間照明（小学校）	1時間以内	880円
	夜間照明（中学校）	1時間以内	1,320円
庭球場	夜間照明	1面 1時間以内	660円
小ホール	照明器具 アッパー・ロアーホリゾントライト	1回路 1回	150円
	フットライト	1回路 1回	100円
	ボーダーライト	1回路 1回	150円
	サスペンション・シ	1台 1回	150円

別表第1（第6条関係）

施設名	種類	発行価額
太子堂中学校	10円券 110枚つづり	1,000円
玉川中学校	10円券 330枚つづり	3,000円
烏山中学校		
梅丘中学校		

別表第2（第8条関係）

施設名	種別	単位	金額
校庭	夜間照明（小学校）	1時間以内	880円
	夜間照明（中学校）	1時間以内	1,320円
庭球場	夜間照明	1面 1時間以内	660円
小ホール	照明器具 アッパー・ロアーホリゾントライト	1回路 1回	150円
	フットライト	1回路 1回	100円
	ボーダーライト	1回路 1回	150円
	サスペンション・シ	1台 1回	150円

改正後					改正前				
		一リングライト					一リングライト		
		ピンスポットライト	1台 1回	750円			ピンスポットライト	1台 1回	750円
	ピアノ		1台 1時 間以内	1,000円		ピアノ		1台 1時 間以内	1,000円

備考 単位の1回とは、条例別表第2に規定する小ホールの時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。

備考 単位の1回とは、条例別表第2に規定する小ホールの時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。

第1号様式（第2条、第7条関係）

第1号様式（第2条、第7条関係）

改正後				改正前			
				年 月 日			
世田谷区立学校施設使用申込書兼学校施設使用料減免申請書							
<p>世田谷区教育委員会 あて</p> <p>申し込みます。</p> <p>次のとおり 使用料の減額又は免除を申請します。</p>							
団体の名称							
団体代表者	住所			丁目	番	号	
	<small>姓 純姓 氏名</small>						
	電話番号 ()						
使用目的							
使用校	学校番号	世田谷区立			学校	中	
使用年月日	曜日	使用時間		使用施設			
年 月 日 ()		午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()			
年 月 日 ()		午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()			
年 月 日 ()		午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()			
年 月 日 ()		午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()			
年 月 日 ()		午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()			
備考							
使用責任者	住所	丁目			番	号	
	<small>姓 純姓 氏名</small>						
	電話番号 ()						

改正後	改正前
第2号様式（第3条関係）	第2号様式（第3条関係）

改正後				改正前			
				年 月 日			
<p style="text-align: center;">世田谷区立学校施設使用承認書</p> <p style="text-align: center;">世田谷区教育委員会 印</p> <p>以下のとおり、学校施設の使用を承認します。</p>				<p style="text-align: center;">世田谷区立学校施設使用承認書</p> <p style="text-align: center;">世田谷区教育委員会 印</p> <p>以下のとおり、学校施設の使用を承認します。</p>			
団体の名称				団体の名称			
団体代表者	住所 民 姓 名	丁目	番 号	団体代表者	住所 民 姓 名	丁目	番 号
	電話番号	()			電話番号	()	
使用目的				使用目的			
使用校	学校番号	世田谷区立	小 学 校 中	使用校	学校番号	世田谷区立	小 学 校 中
使用年月日	曜日	使用時間	使用施設	使用年月日	曜日	使用時間	使用施設
年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()	年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()
年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()	年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()
年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()	年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()
年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()	年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()
年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()	年 月 日 ()		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	体育館・校庭・教室・プール・格技室・その他 ()
備考				備考			
使用責任者	住所 民 姓 名	丁目	番 号	使用責任者	住所 民 姓 名	丁目	番 号
	電話番号	()			電話番号	()	

改正後	改正前
第3号様式 削除	第3号様式 削除
第4号様式の(1) 削除	第4号様式の(1) 削除
第4号様式の(2) 削除	第4号様式の(2) 削除
第4号の2様式 削除	第4号の2様式 削除
第5号様式 削除	第5号様式 削除
第6号様式 (第9条関係)	第6号様式 (第9条関係)

改正後				改正前					
<p>世田谷区立学校施設使用料還付申請書</p> <p>世田谷区教育委員会 あて</p> <p>年 月 日</p> <p>次のとおり使用料の還付を申請します。</p>				<p>世田谷区立学校施設使用料還付申請書</p> <p>世田谷区教育委員会 あて</p> <p>年 月 日</p> <p>次のとおり使用料の還付を申請します。</p>					
申請者	住所 氏名	電話番号 () ㊞		申請者	住所 氏名	電話番号 () ㊞			
団体の名称				団体の名称					
使用の目的				使用の目的					
使 用 校	世田谷区立	小学校 中		使 用 校	世田谷区立	小学校 中			
使用年月日	曜日	使用時間	使用施設	備 考	使用年月日	曜日	使用時間	使用施設	備 考
年 月 日 ()					年 月 日 ()				
年 月 日 ()					年 月 日 ()				
年 月 日 ()					年 月 日 ()				
年 月 日 ()					年 月 日 ()				
年 月 日 ()					年 月 日 ()				
年 月 日 ()					年 月 日 ()				
年 月 日 ()					年 月 日 ()				
還付申請額				還付申請額					
還付理由				還付理由					

